別紙五十一3・28・5・の次に次を加える。

3.29.　光源モジュールは、以下の要件を満たさなければならない。

⑴　工具を使う場合に限り、光源固定装置から取り外すことができること

⑵　工具の使用にかかわらず、他のいかなる交換式光源とも物理的な互換性を有しないこと

別紙五十一4・1・2・中「協定規則第98号改訂版補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件」を「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）」に、「協定規則第112号改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件」を「協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）」に改め、同別紙４・２・２・中「協定規則第98号改訂版補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件」を「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）」に、「協定規則第112号改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件」を「協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）」に、「協定規則第98号改訂版補足改訂版5.4.1.及び5.4.2.並びに協定規則第112号改訂版補足改訂版5.8.1.及び5.8.2.の装置」を「協定規則第98号改訂版補足第２改訂版5.4.1.及び5.4.2.並びに協定規則第112号改訂版補足第２改訂版5.8.1.及び5.8.2.の装置」に、「協定規則第98号改訂版補足改訂版5.4.1.及び5.4.2.並びに協定規則第112号改訂版補足改訂版5.8.1.及び5.8.2.の要件」を「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.4.1.及び5.4.2.に限る。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.8.1.及び5.8.2.に限る。）に定める基準」に改め、同別紙４・３・２・中「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第19号第４改訂版補足第２改訂版」に、同別紙４・３・９・中「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版6.4.4.2.の技術的な要件」を「協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.4.4.2.に限る。）」に改め、同別紙４・４・２・中「協定規則第119号改訂版5.、6.、7.、及び8.の技術的な要件」を「協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.、6.、7.、及び8.に限る。）」に改め、同別紙４・１３・４・２・中「以下」の下に「（自動車の後面又は自動車の側面の後部に備える他の灯火等と集合式の後部霧灯を備える自動車にあっては、1,200㎜以下）」を加え、同別紙４・２３・２・中「協定規則第123号改訂版補足改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版」に改め、同別紙４・２３・６・１・２・１・中「協定規則第123号改訂版補足改訂版6.4.6.の技術的な要件」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則6.4.6.に限る。）に定める基準」に改め、同別紙４・２３・６・３・及び４・２３・７・４・３・㈣中「協定規則第123号改訂版補足改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版」に改め、同別紙４・２３・８・２・中「協定規則第123号改訂版補足改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版」に改め、同別紙４・２３・９・１・中「協定規則第123号改訂版補足改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版」に改め、同別紙４・２３・９・５・中「協定規則第123号改訂版補足改訂版の技術的な要件5.8.」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.8.に限る。）に定める基準」に改める。

別紙五十八3・10・、別紙五十九3・7・、別紙六十四3・10・、別紙六十七3・8・、別紙七十3・8・及び別紙七十一3・8・に次のただし書を加える。

ただし、相互依存型灯火装置が固定構成部品と可動構成部品に取り付けられている場合は、「Y」マークの付された相互依存型灯火等は、可動構成部品の全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、外側の幾何学的視認性、色及び光度の要件を満たすものとする。なお、当該相互依存型灯火等が可動構成部品の全ての固定位置において、当該装置の配光領域に規定した光度値に適合する場合には、内側の幾何学的視認性は満たされたとみなす。

附　則

この告示は、平成二十四年七月二十八日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７８５０号

埼玉県戸田市笹目７丁目６番地の30
債務者　有限会社橋本興業
代表者代表取締役　橋本　浩一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　仁美
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９０７号

東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目31番11号
債務者　株式会社エージェント
代表者代表取締役　永良　高二
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　隆二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９０８号

東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目６番２号
債務者　株式会社ＬＩＺＥＸ
代表者代表取締役　永良　高二
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　隆二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９２８号

東京都西東京市芝久保町１丁目８番23号
債務者　有限会社山田工事センター
代表者清算人　山田　重幸
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野みゆき
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０００号

東京都足立区宮城１丁目１番27号
債務者　有限会社長谷川直線工業所
代表者代表取締役　長谷川昌弘
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大宮　　立
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８００４号

埼玉県狭山市狭山台４丁目８番地３
債務者　株式会社ミサキ
代表者代表取締役　小高　律子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室伏　美佳
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０１０号

東京都大田区蒲田４丁目19番１号　テーラー栃木ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区荏原４丁目14番10号
債務者　株式会社ディアー
代表者代表取締役　鹿糠　弘和
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江畠　健彦
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時

東京地方裁判所民事第20部